

北九州市の新型コロナワクチン情報

保健福祉局感染症医療政策課
☎582・2919



最新情報はコチラからご確認ください▶

※令和3年12月10日現在の情報です。状況に応じて変更になる可能性があります。

3回目接種の接種券を送付します

2回目の接種から8カ月経過する人を対象に、順次接種券を送ります。接種券が届いたら、同封のチラシを確認の上、接種を希望する人は予約を行ってください。

3回目接種の予約の流れ

〈例〉令和3年6月に2回目接種をした人の場合

●令和3年6月 2回目の接種

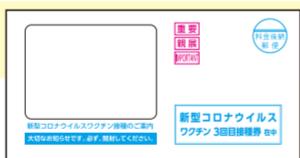
8カ月経過

●令和4年2月頃

3回目接種の接種券が郵送で届く

接種を希望する場合

予約をする(接種券が届いてから予約できます)



▲接種券は封筒で届きます

3回目接種の効果について

ワクチン接種の効果は時間が経つにつれ、徐々に低下していきと言われており、3回目接種を行うことで、その効果を再び高めることができると報告されています。

1回目と2回目の集団接種を実施しています

1・2回目の接種をされていない人は、現在お持ちの接種券で、引き続き集団接種の予約を受け付けています。接種券を紛失した人は、再発行できます。詳しくはコロナワクチンコールセンター ☎0120・489・199へお問い合わせください。

ワクチンの種類	実施日時	接種会場
武田/ モデルナ社製	毎週水・木曜日の 18～21時	あるあるCity2号館1階 (小倉駅北側)、コムシティ 3階(黒崎駅西側)
ファイザー社製 (※)	毎週土・日曜日の 14～18時	

(※)予約状況によっては、全ての予約枠が埋まっている場合もありますが、10代・20代の男性については、武田/モデルナ社製ワクチンを接種後、ごくまれに心筋炎等の発症が報告されているため、予約枠の空き状況に関わらず、ファイザー社製ワクチンの予約が可能です。(コールセンターだけの受け付けとなります)。

ワクチン接種の予約
問い合わせ先

- ①インターネット(予約専用サイト)
(<https://v-yoyaku.jp/401005-kitakyushu>)
※予約完了後に、「マイページ」で1回目と2回目の予約内容を必ず確認してください。
- ②コロナワクチンコールセンター
☎0120・489・199
■受付時間:9～17時(12月29日～1月3日は除く)
■対応言語:日本語・英語・中国語・韓国語
(聴覚障害のある人は☎383・0820)
- ③区役所相談窓口
■月～金曜日(祝・休日は除く)の9～17時
- ④市民センター専用窓口 **1月24日(月)から**
■月～金曜日(祝・休日は除く)の9～17時
※予約専用の駐車場はありません。
※予約以外の相談は、コロナワクチンコールセンターか区役所相談窓口へお願いします。市民センターへの電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

変更になりました

子育て世帯へ給付金を支給します

新型コロナウイルスの影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、国の臨時特別給付として、18歳以下の子ども一人につき10万円を支給します。

支給対象者のうち、次の条件に当てはまる人は申請が必要です。なお、令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童を養育する人(公務員を除く)については、同一世帯の兄弟である高校生世代の児童分もあわせて、児童手当支給口座に令和3年12月23日に支給されています。

- 申請が必要な人**
- ①令和3年9月30日時点で高校生世代(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童だけを養育する世帯
 - ②所属庁から児童手当を受給している公務員などで、市からは児童手当の支給がない世帯
 - ③令和3年10月1日～令和4年3月31日に生まれた新生児を養育する世帯(11月30日まで)に出生し、市で児童手当の認定を受けている場合、申請不要です)
- ※主たる生計維持者の所得が児童手当の所得制限限度額を超えている場合は除く。

申請方法

上記①②に該当する世帯は、12月末までに申請書を郵送しています。同封の案内文を確認の上、返信をお願いします。③に該当する世帯は、ホームページ(左記を読み取り)で申請書をダウンロードできます。申し込み方法など、詳しくは問を。



市ホームページ 令和3年度「子育て世帯への臨時特別給付」のご案内

問「子育て世帯への給付金」窓口
☎582・3630
■月～金曜日(祝・休日、12月29日～1月3日は除く)の9～17時

18歳までの子ども医療費を助成します

令和4年1月診療分から、保険診療による医療費の自己負担額を助成する「子ども医療費支給制度」の対象を18歳まで広げます。

新しく対象となるのは、平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの人です。自己負担額は1医療機関当たり、通院は月1600円までとなり、入院と薬局は無料となります。



市ホームページ「子どもの医療費を助成します」

1月以降の対象者
次の条件に全て当てはまる18歳以下の子ども

- 市に住所があり、健康保険に加入している
 - 生活保護受給世帯ではない
 - ひとり親家庭等医療費が、重度障害者医療費を受給していない
 - 現在中学3年生の人
- すでに子ども医療証を持っている人は、申請不要です。令和4年3月末までに、令和4年4月以降使用できる子ども医療証を送付します。持っていない人は、お住まいの区の区役所保健福祉課「子ども・家庭相談」コーナーで手続きをお願いします。
- 助成を受けるには「子ども医療証」が必要です
すでに申請をしている人
令和3年12月末までに、助成に必要な子ども医療証をお届けします。
- まだ申請をしていない人
お住まいの区の区役所保健福祉課「子ども・家庭相談」コーナーで手続きをお願いします。

問 子ども家庭局
子育て支援課
☎582・2602